

この、十月三十一日配達天土出来が事務員野村米より其の成願  
不良なりとて此頁されたるに備償して配達天一向に之れを告げ  
たところ、争議に懸念ある配達天山本米を中心同一向待迺改誓  
を固るることとなり、直ちに能業して協議の結果次の安水母娘を  
決定し同日夕刊（配達部概約二十五日部）は配達不能となつた  
のである。

十、安水並に解決状況

安水母娘

- 1、現在配達料金（一ヶ月を過し一部に付四割五厘）削減以外  
に回定給として一ヶ月賦回を支給すること
  - 2、事務員野村銀次を即時解雇せよ
  - 3、本件能業に關し絶對犠牲者を出さぬこと
- 右安水母娘を決定して販賣店二階の居室に立籠り代表者三名を

以つて同夜店主側と交渉の結果

- 1、待迺改誓に於ては充分考慮する
- 2、野村事務員は絶對解雇せず
- 3、主謀者は解雇する

との回答を得たので配達天一向更に協議するところありしも、  
店主側が全員解雇も解せずとの強硬態度に出でんとしたので、  
形勢不利と見た前記上皇、日本の兩人が自ら無條件退職を申出  
で、一方残留者中より犠牲者を出さず且つ何分の待迺改誓をな  
すべきことを要望したので、意外の申出でに對し店主側は善ん  
で之れを容れ且つ兩人に對し金多謝也餞別を與へて解決し翌十  
一月一日朝刊より一向配達に従事したのである。